

美らネット 24『株式制度信用取引』ルール 等変更について

美らネット 24 において、『株式制度信用取引』ルールの変更を行います。

美らネット 24 『株式制度信用取引』ルール新旧対照表

下線部を変更します。

新	旧
<p>2 代用有価証券 (省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社の判断により掛目の変更等を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合は、あらかじめその内容を当社のホームページ又はログイン後の“お知らせ”にてご通知し、変更後の掛目（又は除外）の適用日につきましては、通知した日から起算して5営業日目の日といたします。ただし、下記③の事象の場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。（当社「美らネット24信用取引規定」第7条参照） ① (省略) ② (省略) ③ (省略) ④ <u>売買代金等が過小で流動性が確保できない等、決済リスクの観点から当社が不適当と判断した場合</u> ⑤ <u>当社における信用取引建玉状況や代用有価証券の預り状況等に著しい偏りが見られる等、与信管理の観点から当社が不適当と判断した場合</u> ⑥ <u>その他、総合的な観点から当社が不適当と判断した場合</u> <p>(省略)</p>	<p>2 代用有価証券 (省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社の判断により掛目の変更等を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合は、あらかじめその内容を当社のホームページ又はログイン後の“お知らせ”にてご通知し、変更後の掛目（又は除外）の適用日につきましては、通知した日から起算して5営業日目の日といたします。ただし、下記③の事象の場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。（当社「美らネット24信用取引規定」第7条参照） ① (省略) ② (省略) ③ (省略) <p>(省略)</p>
<p>24 取引制限 空売り価格規制</p>	<p>24 取引制限 ・ 空売り価格規制</p>

- ・ **法令(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令)で定める一定の条件を満たした銘柄の空売りを行う場合は、直近公表価格以下の価格で発注してはなりません。ただし直近公表価格がその直前の異なる価格を上回る場合は、直近公表価格と同値での発注は可能です。**
- ・ **空売りに係る銘柄について、市場において前日終値等を基礎として算出される基準価格から10%以上低い価格で約定が発生した(トリガーに抵触した)場合に、空売り価格規制が適用されます。**
- ・ **空売り価格規制の翌日適用の有無については、当日の当該銘柄の主たる市場におけるトリガー抵触状況に応じて決定されます。(各市場において当日にトリガーに抵触していたかどうかは問いません。)**
- ・ 美らネット 24 では、指値注文については市場ごとに定めた範囲内での信用新規注文を受付けます。しかし、上記の規制に該当すると市場で判断された場合、市場にて注文が失効されます。
- ・ 美らネット 24 では、51 単元以上の成行及び「引成」条件の付いた信用新規売り注文を発注することができません。
- ・ 51 単元以上の成行及び「引成」条件の付いた信用新規売り注文の場合、トリガーに抵触しない場合であっても、取引時間中の注文価格が当日基準価額から 10%以上低い価格での注文は市場にて失効されます。

< 価格規制の適用除外 >

空売り価格規制が適用される銘柄であっても、個人投資家が行う信用取引新規売り注文数量が、売買単位の 50 単元以下の場合は価格規制の対象外となります。ただし、価格規制を潜脱する目的で 50 単元超の注文を分割発注した疑いがもたれる信用新規売り注文に関しては、空売り価格規制の対象となりますのでご注意ください。

- ・ 1 回の注文単元数が 50 単元以内である信用新規売り注文でも、同一銘柄について同一日に複数回にわたり発注され、その合計株数が 50 単元を超えた場合、当社の判断により上記の規制を潜脱する目的で 50 単元以内の注文を繰り返したと判断する場合がございます。特に、寄り前などに基準値以下(同値を含む)の指値・成行注文の合計株数が 50 単元を超える場合も空売り価格違反の対象となりますので充分ご注意ください。

- ・ 空売りを行う場合は、直近公表価格以下の価格で発注してはなりません。ただし直近公表価格がその直前の異なる価格を上回る場合は、直近公表価格と同値での発注は可能です。

- ・ 美らネット 24 では、指値注文については市場ごとに定めた範囲内での信用新規注文を受付けます。しかし、上記の規制に該当すると市場で判断された場合、市場にて注文が失効されます。
- ・ 美らネット 24 では、成行注文及び「引成」条件の付いた新規売り建て注文を発注することができません。

< 価格規制の適用除外 >

個人投資家が行う信用取引新規売り注文数量が、売買単位の 50 単元以下の場合は価格規制の対象外となります。ただし、価格規制を潜脱する目的で 50 単元超の注文を分割発注した疑いがもたれる新規売り注文に関しては、空売り価格規制の対象となりますのでご注意ください。

- ・ 1 回の注文単元数が 50 単元未満である信用新規売り注文でも、同一銘柄について同一日に複数回にわたり発注され、その合計株数が 50 単元を超えた場合、当社の判断により上記の規制を潜脱する目的で 50 単元未満の注文を繰り返したと判断する場合がございます。特に、寄り前などに基準値以下(同値を含む)の指値・成行注文の合計株数が 50 単元を超える場合も空売り価格違反の対象となりますので充分ご注意ください。

上記の空売り価格規制違反に該当する注文を検知した場合、当社は速やかにお客様にご注意を申し上げ、改善をお願いいたします。それでもなお改善が見られない場合、当社での信用取引の停止、もしくは証券総合口座の閉鎖をさせていただく場合がございますので、充分ご注意下さい。

なお、成行注文及び「引成」条件の付いた信用新規売り注文については、空売り価格規制の趣旨に鑑み、50 単元以内の場合であっても極力ご遠慮いただきますようお願いいたします。

公募増資に関連する空売り規制

- ・増資公表から新株等の発行価格決定までの間に空売りを行った場合、この公募増資に応じて取得した新株等により空売りの解消を行うことは禁止されています。空売りと公募増資による新株購入を別々の証券会社で行うことも禁止されています。仮に違反した場合には処罰される場合がございます。

二階建の禁止（同一銘柄の信用買建玉と代用有価証券を保有する状態）

- ・代用有価証券と同一銘柄の信用新規買建はできません。
- ・同様に、信用買建玉と同一銘柄の現物でのお買付はできません。
- ・信用買建玉と同一銘柄を入庫されることにより二階建となります。このような場合も二階建規制により、同銘柄の信用新規買及び現物の買付ができなくなります。
- ・同様に、同一銘柄の一部現引により二階建となるため、同一銘柄の現引は全建玉一括での現引のみ可能となります。

付則

この改正は、平成 25 年 11 月 5 日から 施行する。

上記の空売り価格規制違反に該当する注文を検知した場合、当社は速やかにお客様にご注意を申し上げ、改善をお願いいたします。それでもなお改善が見られない場合、当社での信用取引の停止、もしくは証券総合口座の閉鎖をさせていただく場合がございますので、充分ご注意下さい。

・公募増資に関連する空売り規制

- ・増資公表から新株等の発行価格決定までの間に空売りを行った場合、この公募増資に応じて取得した新株等により空売りの解消を行うことは禁止されています。空売りと公募増資による新株購入を別々の証券会社で行うことも禁止されています。仮に違反した場合には処罰される場合がございます。

・二階建の禁止（同一銘柄の信用買建玉と代用有価証券を保有する状態）

- ・代用有価証券と同一銘柄の信用新規買建はできません。
- ・同様に、信用買建玉と同一銘柄の現物でのお買付はできません。
- ・信用買建玉と同一銘柄を入庫されることにより二階建となります。このような場合も二階建規制により、同銘柄の信用新規買及び現物の買付ができなくなります。
- ・同様に、同一銘柄の一部現引により二階建となるため、同一銘柄の現引は全建玉一括での現引のみ可能となります。